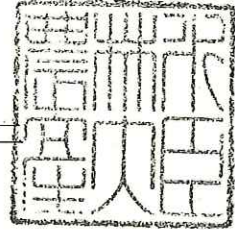


28消安第3918号  
平成28年12月14日

食品安全委員会  
委員長 佐藤 洋 殿

農林水産大臣 山本 有二



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第3項の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

動物用ワクチンの添加剤として別紙に掲げる成分を使用すること。



(別紙)

- 1 キラヤサポニン【キラヤ抽出物】
- 2 ゲンタマイシン硫酸塩
- 3 コレステロール
- 4 パパイン
- 5 パラオキシ安息香酸エチル【4-ヒドロキシ安息香酸エチル、エチルパラベン】
- 6 フェノールレッド(ナトリウム塩含む)【フェノールスルホンフタレイン】
- 7 モノオレイン酸ソルビタン
- 8 亜硫酸水素ナトリウム
- 9 米ぬか油【米油】

※【 】内は別名、( )内は同じ分類での取扱いが可能と考えられる成分